

令和8年1月30日

現場代理人の兼務に関する取扱いについて

洲本市財務部財政課

洲本市では、国土交通省「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について（平成23年11月14日通知）」に基づき、現場代理人の兼務を認め、工事内容等により柔軟に対応しています。建設業法施行令が改正され、主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負金額の下限が4,000万円から4,500万円に引き上げされました。

これに伴い、令和8年4月1日以降に発注する工事に配置する現場代理人の取り扱いを下記のとおりとします。

なお「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱いについて（平成23年12月1日通知）」は廃止します。

1. 対象工事

洲本市発注工事

兵庫県発注工事（洲本市内区域における工事に限る）

洲本市を構成員に含む一部事務組合^{※1}発注工事

※1 淡路広域行政事務組合、淡路広域水道企業団、淡路広域消防事務組合など

2. 兼務の要件

- ① 兼務に係る各工事の請負金額が4,500万円未満であること。
- ② 兼任させようとする現場代理人が、他の工事で建設業法第26条第3項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。
- ③ 兼任しようとする全ての工事現場において、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制（例えば、携帯電話等で常に連絡を取れること。）が確保され、かつ、必要に応じて速やかに工事現場へ到着できる状態にあること。

3. 適用開始

令和8年4月1日以降に公告または指名通知を行うもの

【問い合わせ先】

洲本市財務部財政課契約係 Tel0799-24-7627